

京都府国保運営方針の改定について（別添 1）

（運営方針について）

国民健康保険法（第 8 2 条の 2）において、都道府県が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県が国民健康保険事業の運営に関する方針を定めるものとされている。

現在、令和 3 年度から 3 年間の方針が定められており、今回、令和 6 年度から 6 年間の方針に改定されるもの。

※別添は中間案であり、最終案は令和 6 年 3 月に京都府において公表予定

（主な改定内容）

- (1) 運営方針の対象期間について、現行の運営方針では 3 年間となっていたが、国民健康保険法の改正に合わせ 6 年間として 3 年ごとに取組状況を検証し、必要に応じて運営方針の見直しを行うこととされた。
- (2) 市町村で新たな赤字が発生した場合、現行の運営方針では解消のための方針や計画を策定することとし、具体的な年数は決められていなかったが、原則、発生年度の翌年度に解消を図り、単年度での解消が困難な場合は、5 年度以内を目標として段階的に解消に努めることとされた。
- (3) 保険料水準の統一について、現行の運営方針では統一に係る課題の整理を行い、具体的な内容については先行都道府県の状況を参考に検討を始めるとされていたところ、市町村とさらに協議を深め、課題の明確化、統一に向けたスケジュールなど、一定の方向性を期間内に示すこととされた。

京都府国民健康保険運営方針の改定について

—皆で支える京都あんしん国保プラン—

(中間案の概要)

基本的事項

～国民皆保険制度を支える国保を市町村とともに維持～

①国保改革の経過と目的

- ・市町村国保は「年齢構成が高く、医療費水準が高い」、「所得水準が低く、保険料の負担が重い」など構造的な課題があり、今後も高齢化の進展等に伴い、医療費の増加が見込まれ、財政運営は厳しい見通し
- ・国民健康保険法の改正により、平成30年度から財政運営を都道府県単位化し、運営の安定化と事業の広域化を推進
- ・広域自治体である都道府県は財政運営を担い、市町村は引き続き、資格管理、保険給付、保険料率の決定・賦課、保健事業等を担う。

②国保運営方針の策定根拠

- ・国民健康保険法第82条の2

③対象期間

- ・令和6年4月1日から令和12年3月31日まで（おおむね3年ごとに取組状況を検証し、必要があると認めるときは、見直しを行う。）

国民健康保険の医療に要する費用及び財政見通し

～京都府が中心となり国保財政の安定運営を推進～

①医療費の動向

- ・京都府の1人当たり医療費は増加傾向（過去5年間の平均伸び率は約2%）

②国保財政の現状

- ・京都府の国保被保険者1人当たり所得は全国平均の約8割、保険料の減額を受けている世帯は約6割

③市町村国保会計の赤字削減等の取組

- ・市町村は赤字の要因を分析し、赤字削減等の取組を強化
- ・京都府は、市町村ごとに赤字の状況を公表（見える化）
- ・新たな赤字が発生した場合、原則、発生年度の翌年度に解消を図る。但し、単年度での解消が困難な場合は、5年度以内を目標として段階的に解消に努める。

④財政安定化基金の活用

- ・保険料収納額の不足時：無利子貸付
- ・災害の発生等特別な事情がある時：2分の1を上限として対象市町村へ交付
＊原則、交付を受けた市町村、府、国で3分の1ずつを補填
- ・府国保事業特別会計で決算剰余金等の留保財源が生じた場合は、被保険者一人当たりの納付金の著しい上昇の抑制に用いる等、安定的な財政運営の確保を図るために必要がある場合に用いることを基本とし、市町村と協議の上、財政調整事業分として財政安定化基金に積み立て

国保事業費納付金、標準保険料率の算定方法及びその平準化

～市町村と連携し、新制度への円滑移行から安定運営に向けた土台づくりを推進～

①基本的な算定方法

- ・市町村の医療費水準を納付金及び標準保険料率に反映
- ・保険料水準の統一について、市町村とさらに議論を深め、課題の明確化、統一に向けたスケジュールなど、一定の方向性を期間内に示せるよう取組を進める。

②納付金の算定方法

- ・所得割、均等割、世帯割の3方式を採用
- ・医療費指数の反映割合（ α ）：1
- ・所得水準（全国平均の約8割）を反映

保険料徴収・保険給付の適正実施

～より信頼される国保となるよう、公平・公正な制度運営を推進～

- ①保険料収納率
 - ・京都府平均収納率は上昇傾向にあり、全国的にも上位
- ②収納率目標
 - ・過去の実績をベースに目標収納率を設定
- ③収納対策
 - ・口座振替の推進、キャッシュレス決済についても地域の実情に応じて導入の可否を引き続き検討
 - ・国保連と連携した市町村向け研修会の実施、アドバイザーの派遣 等
- ④第三者行為求償等の取組充実
 - ・引き続き保険給付のさらなる適正化を推進

保健事業の充実（健康寿命の延伸）

～市町村等と連携した健康の維持・増進対策を促進～

- ①他計画との連携
 - ・「京都府保健医療計画」、「京都府高齢者健康福祉計画」、「京都府中期的な医療費の推移に関する見通し」等との連携
- ②特定健診・特定保健指導の実施率向上
 - ・先進的取組好事例研修の実施等
- ③後発医薬品への理解促進
 - ・関係団体連携のもと、引き続き使用に関する理解の促進
- ④糖尿病等の重症化予防
 - ・京都府版糖尿病性腎症重症化予防プログラムの普及を図り、P D C Aサイクルに沿った効果的・効率的な事業を推進
- ⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
 - ・高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、高齢者の心身の特性や社会的環境に応じた保健事業を推進
- ⑥データヘルス計画
 - ・共通の評価指標を設定し、令和6年度からの取組を推進
- ⑥きょうと健康長寿・未病改善センター事業等による市町村支援
 - ・保険者努力支援制度を活用し、市町村内の関係部門が連携して効果的・効率的な保健事業を推進できるよう取組を支援

事務の広域的及び効率的な運営の推進

～事務の広域化とともに、広報の充実に努め、国保を皆で支える機運づくりを醸成～

- ①広報事業
 - ・国保をはじめとする医療保険制度の周知を図り、府民の国民皆保険制度への理解を促進
- ②研修事業
 - ・国保連とともに各種研修等を実施し、国保への信頼性を向上
- ③その他
 - ・高額療養費の支給申請手続きの簡素化について府内市町村で実施している市町村の先行事例の共有等の取組、保健医療分野におけるデジタル化の推進

その他

- ・市町村とともに国保の運営状況を定期的に把握・分析、国保運営協議会で評価を行い、見直しを実施